

奈良県告示第四百二十六号

奈良県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程（平成二十三年十月奈良県告示第
三百三十号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第二条中「奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」を「
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」に改める。